

千葉県DV防止対策検討会議

傍 聴 要 領

1 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、あらかじめ千葉県ホームページ（児童家庭課のページ）で公表する傍聴案内の定めるところにより、申込期限までに事務局に申込みを済ませてください。
- (2) 傍聴の申込の受付は、先着順で行い、定員になり次第、締め切ります。
- (3) 傍聴を希望される方で点字資料、手話通訳、要約筆記、車いす等の配慮が必要な方は、原則として会議開催の5日前（土・日・祝日を除く）までに事務局までお申出ください。※電話、メール、FAX等により申出を受け付けます。その他、受付方法に配慮が必要な場合には、別途御相談ください。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 傍聴の決定は会長が行います。
- (2) 傍聴者は、当日、会議開始予定時刻までに来場（オンラインの場合は、Web会議システム「Z o o m」にアクセス）してください。
- (3) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (4) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (5) 会議において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長等の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (6) その他、会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

3 Z o o mの操作について

- (1) 委員等と区別するため、会議参加時に表示名を「傍聴者」としてください（氏名や所属を表示する必要はありません）。
- (2) 報道機関の方は、表示名を「(傍聴) 報道機関名」としてください。
(例) 「(傍聴) ●●新聞」
- (3) 会議中はマイク及びカメラをオフにし、チャットやリアクション等の機能も使用しないでください。

4 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反した時は、注意し、なおこれに従わないときは、退出していただくことがあります。